

第93号議案

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において読み替えて準用する法第98条第1項の規定に基づく障害児通所給付費等不服審査会として」を加える。

第2条中「介護給付費等」の次に「又は地域相談支援給付費等に係る処分及び児童福祉法第56条の5の5第1項に規定する市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

第4条中「第103条第2項」の次に「及び児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する法第103条第2項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の島根県障害者介護給付費等不服審査会条例第1条の規定により置かれた島根県障害者介護給付費等不服審査会は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の島根県障害者介護給付費等不服審査会条例第1条の規定により置かれた島根県障害者介護給付費等不服審査会となり、同一性をもって存続するものとする。